

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                          |
|-------|-------------------------------|
| 10    | 私立高等学校等就学支援金の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

県は、私立高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

島根県知事

## 公表日

令和6年3月13日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 私立高等学校等就学支援金の支給に関する事務   |
| ②事務の概要                   | ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律により、一定の所得条件のもとに授業料相当額を支給するもの。<br>・特定個人情報ファイルは、受給資格確認(所得要件)の事務に使用する。 |
| ③システムの名称                 | 高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien、統合宛名管理システム、中間サーバ  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 高等学校等就学支援金受給者リスト         |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第一の91の項及び番号表別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第66条                                       |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | 【情報照会・情報提供の根拠】番号法第19条第8号 別表第二の113の項及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条                   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 総務部総務課  |
| ②所属長の役職名                 | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 総務部総務課 島根県松江市殿町1番地 0852-22-5018   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 総務部総務課 島根県松江市殿町1番地 0852-22-5018   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年2月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年2月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |              |   |  |
|--|--------------|---|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |              |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |              |   |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |              |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |
| 3. 特定個人情報の使用   |              |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |              |   | [ ○ ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |              |   | [ ○ ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |              |   | [ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)                                      |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |              |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |  |
| 8. 監査  |              |   |  |
| 実施の有無  | [ ○ ] 自己点検   | [ ] 内部監査  | [ ] 外部監査   |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |              |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |  |

## 変更箇所

| 変更日      | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|--|---|---|------|-----------|
| 令和1年6月3日 | I 関連情報<br>4.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称        | 私立高等学校等就学支援金支給システム(仮称)  | 高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-Shien  | 事後   |           |
| 令和1年6月3日 | I 関連情報<br>4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無      | 未定  | 実施する  | 事後   |           |
| 令和1年6月3日 | 担当部署の所属長名                                    | 総務課長 鎌谷正文   | 総務課長 森本 敬史  | 事後   |           |
| 令和1年6月3日 | II しきい値判断項目<br>1.対象人数の計数年月日                  | 平成30年4月1日時点   | 平成31年4月1日時点   | 事後   |           |
| 令和1年6月3日 | II しきい値判断項目<br>2.取扱者数の計数年月日                  | 平成30年4月1日時点   | 平成31年4月1日時点   | 事後   |           |
| 令和1年6月3日 | IV リスク対策                                     | —   | IV リスク対策の項目の追加  | 事後   |           |
| 令和2年4月1日 | 担当部署の所属長名                                    | 総務課長 森本 敬史  | 総務課長 黒田 利恵  | 事後   |           |
| 令和3年2月1日 | II しきい値判断項目<br>1.対象人数の計数年月日                  | 平成31年4月1日時点   | 令和3年2月1日時点  | 事後   |           |
| 令和3年2月1日 | II しきい値判断項目<br>2.取扱者数の計数年月日                  | 平成31年4月1日時点   | 令和3年2月1日時点  | 事後   |           |
| 令和4年2月1日 | 担当部署の所属長名                                    | 総務課長 黒田 利恵  | 総務課長 清水 寛之  | 事後   |           |
| 令和4年2月1日 | II しきい値判断項目<br>1.対象人数                        | 1万人以上10万人未満   | 1,000人以上1万人未満   | 事後   |           |
| 令和4年2月1日 | II しきい値判断項目<br>1.対象人数の計数年月日                  | 令和3年2月1日時点  | 令和4年2月1日時点  | 事後   |           |
| 令和4年2月1日 | II しきい値判断項目<br>2.取扱者数の計数年月日                  | 令和3年2月1日時点  | 令和4年2月1日時点  | 事後   |           |
| 令和4年2月1日 | I 関連情報<br>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 【情報照会・情報提供の根拠】番号法第19条第7号、別表第二の113の項及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条 | 【情報照会・情報提供の根拠】番号法第19条第8号、別表第二の113の項及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条 | 事後   |           |
| 令和5年2月1日 | 担当部署の所属長名                                    | 総務課長 清水 寛之  | 総務課長 小笠原 唯真   | 事後   |           |
| 令和5年2月1日 | II しきい値判断項目<br>1.対象人数の計数年月日                  | 令和4年2月1日時点  | 令和5年2月1日時点  | 事後   |           |
| 令和5年2月1日 | II しきい値判断項目<br>2.取扱者数の計数年月日                  | 令和4年2月1日時点  | 令和5年2月1日時点  | 事後   |           |
| 令和6年2月1日 | I 1.特定個人情報を取り扱う事務<br>③システムの名称                | 高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-shien  | 高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-shien、統合宛名管理システム、中間サーバ                         | 事後   |           |
| 令和6年2月1日 | 担当部署の所属長名                                    | 課長  | 課長  | 事後   |           |
| 令和6年2月1日 | II しきい値判断項目<br>2.取扱者数の計数年月日                  | 令和5年2月1日時点  | 令和6年2月1日時点  | 事後   |           |
| 令和6年2月1日 | II しきい値判断項目<br>2.取扱者数の計数年月日                  | 令和5年2月1日時点  | 令和6年2月1日時点  | 事後   |           |